

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和元年 8 月組合議会定例会 会議録

令和元年 8 月 28 日

1 出席議員氏名

齊藤 正治	内川 隆則	尼寺 省悟	古賀 和仁	松隈 清之
品川 義則	栗野 久明	園田 邦広	古賀 通	牟田 秀文
中山 五雄	寺崎 太彦			

2 欠席議員氏名

なし

3 議会録署名議員

古賀 和仁 寺崎 太彦

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	末安 伸之
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	下田 辰也	次長	藤戸 憲久
次長兼西消防署長	秋吉 孝二	次長兼鳥栖消防署長	森園 省三
総務課長	松永 康輝	警防課長	船津 直樹
予防課長	井上 耕一	情報指令課長	田中 清雅
総務課参事	大坪 広武	総務課長補佐	権藤 達弥
財政係長	園木 勝彦		

5 議会事務局員氏名

総務係主査 石丸 栄治

6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	議会録署名議員の指名
日程第 3	副議長の選挙
日程第 4	経過報告
日程第 5	管理者提案理由説明
日程第 6	鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する 条例
日程第 7	鳥栖・三養基地区消防事務組合手数料条例の一部を改正する条 例
日程第 8	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び同組合規約の変更について
日程第 9	令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）
日程第 10	平成30年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定 について

日程第 1 1 繰越明許費繰越計算書について

日程第 1 2 専決処分事項の報告について

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 15時11分から16時10分

(齊藤議長)

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第3号におきまして、組合議会定例会が招集されました。只今、出席人員12人、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。これより令和元年8月組合議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。日程に入ります前に、新しく組合議員になられました方を私から紹介させていただきます。基山町から、令和元年5月10日付けで選出され、組合議員に就任されました品川義則議員、栗野久明議員、順次ご挨拶をお願いいたします。

(品川議員)

皆さんこんにちは。只今、齊藤議長よりご紹介いただきました基山町議会の品川でございます。皆様方にご指導いただきながら職務を全うしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(栗野議員)

こんにちは。齊藤議長より只今紹介いただきました基山町議会の栗野です。日頃より火災また消火水防、特に今回の天気の際は、非常に大変な仕事を受け持っておるなと思っております。日頃より感謝申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

(齊藤議長)

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。以上をもちまして、新しく組合議員に就任された方の紹介を終わらせていただきます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(齊藤議長)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において古賀和仁議員並びに寺崎太彦議員を指名いたします。また、本日の会議は開会時間遅延のために、会議をあらかじめ延長させていただきます。

日程第3 副議長の選挙を行います。これは、品川義則議員の副議長としての任期が満了となり、現在不在となっておりますので、副議長の選挙を宣告いたします。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

— (異議なしの声) —

(齊藤議長)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。それでは、指名推薦をお願いいたします。

(園田議員)

議長

(齊藤議長)

園田議員

(園田議員)

みやき町の園田です。副議長の選挙につきましては、只今、指名推選ということでございましたので、推薦したいと思います。本日までの組合議会の副議長は、発足当時より三養基郡の議長会会長が就任されておると聞いております。今回におきましても、三養基郡の議長会会長に就任されております、基山町の品川義則議員を副議長に推薦いたします。よろしくお願いします。

(齊藤議長)

ありがとうございました。只今、園田議員から品川義則議員を副議長にとの推薦がございましたが、これにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(齊藤議長)

ご異議なしと認めます。よって、品川義則議員を副議長の当選人と定めます。副議長に当選されました品川義則議員がおられますので、告知いたします。それでは、副議長の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

(品川副議長)

只今、選挙によりまして副議長に選出をしていただきました基山町議会の品川でご

ございます。各市町の住民の安心安全を守るために、誠心誠意職務を遂行してまいりたいと思っておりますので、皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

(齊藤議長)

ありがとうございました。

日程第4 経過報告でございますが、お手元に報告書を配布いたしておりますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第5 管理者提案理由の説明を求めます。

(橋本管理者)

議長

(齊藤議長)

橋本管理者

(橋本管理者)

皆さんこんにちは。本日は、当組合の8月定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。当初10時からの開会を予定しておりましたが、大雨の対応のために急遽時間を変更させていただきました。ご理解を賜りまして心からお礼を申し上げます。また、今回基山町議会から議員に就任いただきました品川議員、栗野議員におかれましては、今後ともそれぞれのお立場からのご指導をよろしく申し上げます。

では、提案理由の説明を申し上げます。本日ここに令和元年8月組合議会定例会を招集いたしまして提案いたしております議案について概要を説明し、ご審議をお願いすることといたしました。

議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例及び議案第8号 鳥栖・三養基地区消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。これは、関係法令等の改正に伴い、関連する各条項について改正を行うものでございます。

次に議案第9号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について申し上げます。これは、地方自治法第290条の規定により組合議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第10号 令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第1号)について申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,045万円を追加し、既決の予算を合わせまして、歳入歳出予算の総額を14億8,847万4千円といたしています。補正予算の主なものにつきましては、歳入面で繰入金、繰越金及び諸収入を追加し、歳出面では、総務費で人件費等を追加するとともに、公債費では本年度確定いたしました起債の償還金について所要の額を計上いたしました。

次に、議案第11号 平成30年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について申し上げます。歳入につきましては、繰入金及び組合債の減額に伴いまして、歳入総額14億5,527万4,064円で前年度比1.22%の減となっております。また、歳出につきましては、経常的な支出のほか、高規格救急自動車等を更新いたしましたが、歳出総額14億4,680万1,393円で、前年度比0.70%の減となっております。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わりますが、何卒ご審議賜りますようお願い申し上げます。

(齊藤議長)

ありがとうございました。続いて、日程第6 議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について議題といたします。提案理由の

詳細説明を求めます。

(井上予防課長)

議長

(齊藤議長)

井上予防課長

(井上予防課長)

はい。議案第7号、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。①議案書の1ページをお願いします。今回の改正につきましては、不正競争防止法の一部改正に伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるとともに、条例で設置が義務付けられております住宅用の防災警報器について、スプリンクラー設備や自動火災報知設備等が設置している場合には、その有効範囲について免除されているところでございますが、今回、住宅宿泊事業法に規定する民泊の住戸部分が300㎡未満である施設等において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用の防災警報器の設置を免除することが可能になりましたので、これを追加し、併せて語句の整理を行うものでございます。なお、施行期日につきましては公布の日からとしており、詳細につきましては、④議案参考資料の1ページから2ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、説明とさせていただきますが何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(齊藤議長)

提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第7号の質疑を行います。どなたか、ございませんでしょうか。

(古賀和仁議員) 挙手

(齊藤議長)

古賀和仁議員

(古賀和仁議員)

すみません。住宅用火災警報器についての改正についてということでございますけども、民泊を対象としているということでございますけども、民泊の対象となるのは管内にどの位件数があるのか、また、これについては今後どのように対応されていくのか、お尋ねしたいと思います。

(井上予防課長)

議長

(齊藤議長)

井上予防課長

(井上予防課長)

はい。古賀議員のご質問にお答えします。当管内の民泊の施設の数なんですが、消防本部では1件届出がなされているのではないかというふうに認識をしております。また、今後の対応につきましては、民泊の届出を県の方にする関係で鳥栖の保健福祉事務所の衛生担当課が担当になっておりますので、そちらの方と十分協議し、立ち入り検査等が必要な場合については行っていきたいと考えております。以上です。

(古賀和仁議員) 挙手

(齊藤議長)

古賀和仁議員

(古賀和仁議員)

はい。もともとですよ、この制度は規制緩和の中で民泊で、泊まる場所がない部分を補っていくというふうなことがなされているという制度だと思うんですけども、特定の建物というんですか、消防法の対象となる特定の建物についてはですね、本来は色んな規制があって、色んな設備をしなければならないスプリンクラーとか自動警報装置とかですね、色々なものをしなければならないということですけど、これによって、果たして安全性というのが保たれるのかどうかですね、これについてどういうふうなお考えかお尋ねしたいと思います。

(井上予防課長)

議長

(齊藤議長)

井上予防課長

(井上予防課長)

はい。古賀議員のご質問にお答えします。民泊につきましてはですね、一戸建ての住宅、ここにおきましては、家主が不在、不在にならない、また、宿泊室の床面積が50㎡以上、又は以下により規制の方法が変わってまいります。家主が不在にならずに宿泊室の床面積が50㎡以下の場合は一般住宅として規制をいたします。それ以外につきましては、宿泊施設ということで規制を行ってまいります。宿泊施設となりましたならば、消防署の方に防火対象物の使用開始届出等を出してもらうこととなります。また、その規模によりまして、先ほどおっしゃられました、消防用設備のものが

色々変わってくるかと存じますので、消防法に適合したところで規制を行っていきたいと考えております。以上です。

(古賀和仁議員) 挙手

(齊藤議長)

古賀和仁議員

(古賀和仁議員)

アパートの部分もお願いしたいのですが。

(井上予防課長)

議長

(齊藤議長)

井上予防課長

(井上予防課長)

はい。すみませんでした。アパートマンション等の集合住宅につきましても同じく宿泊施設で規制したり、共同住宅だけで規制したり、また、その複合用途、特定の複合用途ということで規制するという事になってまいります。以上です。

(古賀和仁議員) 挙手

(齊藤議長)

古賀和仁議員

(古賀和仁議員)

アパート等においてですよ、複合用途ということで規制するということになるとですよ、これ、本来一つの建物を二つの用途に使うということになると、当然ですね、入り口等についてはかなりの規制がかかると思うんですね、要するに完全に分けると、アパートと防火区画で完全に分けるとかそういう規制があると思うんですけど、そういうことに関してはですね、消防署としても、消防の方でも対応できるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

(井上予防課長)

議長

(齊藤議長)

井上予防課長

(井上予防課長)

はい。古賀議員のご質問にお答えします。先ほど言いました共同住宅での複合用途の場合についての入り口等の区画等、その辺の規制等はございませんので、全体として規制をしていくような形になるかと思います。

(古賀和仁議員)

え。

(井上予防課長)

個別に区画とかの規制はございません。それぞれ一つの住宅ごとに民泊にするのか、そうじゃないのか、宿泊施設にするのかそうじゃないかという規制をかけていって、全体で、1割以上でしたらば、宿泊等のすみません、間違えました。9割以上でした

らば、宿泊施設ということですから規制していくことになります。

(古賀和仁議員)

すいません。

(議長)

古賀和仁議員

(古賀和仁議員)

ちょっと、わたしがちょっと勘違いしているのかもしれませんが、一つの建物について用途を変えた場合はですね、入り口そのものを別個にすることとかですね、色んな形でですね、規制がかかっているというふうに私は感じていたんですけどね、そういうふうになんか消防法上に書いてあったような感じがするんですけど、まったくないというふうに考えていいわけですかね。

(井上予防課長)

議長

(齊藤議長)

井上予防課

(井上予防課長)

全くないとは申しませんが、先ほど申しましたように、宿泊施設等でその棟を規制することになりましたならば、一般の住宅部分についても宿泊施設の規制がかかって消防用設備の設置が必要になってきます。以上です。

(古賀和仁議員) 挙手

(齊藤議長)

古賀和仁議員

(古賀和仁議員)

若干ちょっと、私が考えていた何ていうんですかね、消防署による査察まで含めてですよ、可能なところはですよ、民泊に対してどの位まで可能なのか。本来はホテル業とか宿泊業なんですよ。これを緩めるという、住宅用のようにするに、例えば火事ですとかなる住宅用の警報装置で全てを賄うというふうな感じになっているんですけども、若干ですね、その安全性を考えたときに、それだけで大丈夫なのかなという気持ちがありますからですね、消防署としてですね、届出を県の方だとか実際の規制は色々消防署の規制はかからないということであればですよ。消防署がどの程度までですね、かかわり合いを持てるのかどうかですね、要するに安全性を保つためには、ある程度はですね、条例で定めるんですが、消防法を読んだ形ではそれぞれ条例で定めることができるというふうになってますからですね、色んな規制はかける、他の部分、他の組合とかでは全く同じような感じでやってらっしゃるのか並びでやってるのか、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

(井上予防課長)

議長

(齊藤議長)

井上予防課長

(井上予防課長)

はい。古賀議員のご質問にお答えします。共同住宅の部分で宿泊施設民泊の部分が1割以上、すみません。9割以上でしたら宿泊施設として規制を行います。その場合については、先ほどの住警器とか火災報知器だけではなく、スプリンクラー設備であったり、色んな消防設備が面積等によってかかってまいります。その部分で、規制をしていっております。また、これについては全国一律的に規制を行っているところでございます。以上です。

(古賀和仁議員)

これで終わります。

(齊藤議長)

古賀和仁議員

(古賀和仁議員)

是非ですね、泊まる方の安全性、それから近隣の安全性まで含めてですね、その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。終わります。

(齊藤議長)

他にございませんか。無いようでございますので、質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(齊藤議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7 議案第8号 鳥栖・三養基地区消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例について議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(井上予防課長)

議長

(齊藤議長)

井上予防課長

(井上予防課長)

議案第8号 鳥栖・三養基地区消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。①議案書の2ページをお願いいたします。今回の改正につきましては 危険物施設にかかる許可等申請に伴う手数料の額について改正するものでございます。本組合における危険物施設の許可等申請手数料につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に従い規定しているところでございますが、本年10月1日に予定されております消費税及び地方消費税の税率の引き上げにより、その積算の基となる人件費や物件費等の増加を加味し試算を行い、現行と比較して増額となるものについて改定を行うものでございます。なお、施行期日につきましては令和元年10月1日としております。また、詳細につきましては、④議案参考資料の3ページから4ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、説明とさせていただきますが、何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(齊藤議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第8号の質疑を行います。どなたか、質疑はございませんでしょうか。

— (無しの声) —

(齊藤議長)

無いようですので、これで質疑を終わります。本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第8号 鳥栖・三養基地区消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

— (異議ありの声) —

(齊藤議長)

ご異議がございますので、挙手により採決を行います。

議案第8号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

— 挙手多数 —

(齊藤議長)

挙手多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8 議案第9号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

議長

(齊藤議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

議案第9号佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について説明いたします。恐れ入りますが、会議資料①の3ページをお願いいたします。佐賀県内の市町等における公務災害補償事務等を共同処理しております佐賀県市町総合事務組合から「西佐賀水道企業団」を脱退させることに伴い、佐賀県市町総合事務組合の規約の変更が必要となるものでございます。地方自治法第286条第1項では、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めると規定されており、その協議については、同法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、ご審議をお願いするものでございます。④と記しております議案参考資料の5ページから7ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、説明とさせていただきますが何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(齊藤議長)

ありがとうございました。以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第9号の質疑を行います。どなたかご質問はございますか。

— (無しの声) —

(齊藤議長)

無いようですので質疑を終わります。本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第 9 号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(齊藤議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 9 議案第 10 号 令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

議長

(齊藤議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

議案第 10 号 令和元年度、鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。恐れ入りますが、別冊の②となっております、令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第 1 号）の 1 ページをお願いいたします。

今回の補正でございますが、既決の予算の総額に歳入、歳出それぞれ 1, 0 4 5 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ 1 4 億 8, 8 4 7 万 4 千円と

いたしております。事項別にご説明いたしますので6、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款7 繰入金で、一般財源に充てるため、財政調整基金繰入金を189万5千円追加いたしまして、補正後の額を9,015万3千円といたしております。次に、款8の繰越金につきましては科目設定をいたしておりましたが、平成30年度からの繰越金を847万2千円といたしております。次の款9 諸収入項2の高速自動車国道救急業務支弁金でございますが、本年度の支弁金が確定いたしましたので、31万6千円を減額いたしまして、補正後の額を703万3千円といたしております。また、項3の雑入でございますが、各種助成金等として40万円を追加し、補正後の額を140万円といたしております。これは、後ほど歳出におきまして説明いたしますが、幼年消防用の鼓笛隊セット購入に伴う一般財団法人、自治総合センターからの助成金でございます。続きまして、歳出についてご説明いたします。

款2 総務費の項1総務管理費でございますが、427万円を増額し補正後の額を1億3,983万2千円といたしております。内訳でございますが、節2の給料で1億63万7千円、節3の職員手当等で221万3千円を増額、これは、職員の給与改定につきまして本年3月の組合議会臨時会で議決をいただきましたが、本年度予算の編成につきましては2月の議会定例会において、改定前の給与と手当の額で算出していたため、増額をお願いしたところでございます。次に、節12 役務費の追加1万1千円と一つ飛びまして、節27 公課費の追加9千円につきましては、本年度一般枠で採用いたしました職員4人のうちの1名について、採用前に救急救命士の試験に合格したことから、佐賀県消防学校での専科教育となる救急科に入校することなく救急活動に従事させるため、救急救命士の登録に要する費用を計上いたしております。節19 負担金補助及び交付金の増額40万円でございますが、先ほど歳入で説明いたしましたコミュニティ助成事業の活用による、幼年消防用鼓笛隊セット購入に伴う、幼少年女性防火委員会に対する補助金でございます。最後に、款4の公債費でございますが、平成30年度に整備いたしました救急自動車の起債に係る償還金が本年4月に確定し、償還開始が9月からとなりましたため、元金で617万8千円、利子で2

千円を追加いたしまして、補正後の額を８，３９７万３千円といたしております。以上、説明とさせていただきますが何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（齊藤議長）

はい、ありがとうございました。以上、提案理由の詳細説明が終わりました。これより議案第１０号の質疑を行います。どなたかございませんか。

—（無しの声）—

（齊藤議長）

無いようでございますので質疑を終わります。本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第１０号 令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

—（異議なしの声）—

（齊藤議長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第１０号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第１０ 議案第１１号 平成３０年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

議長

(齊藤議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

議案第11号 平成30年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算についてご説明いたします。事項別にご説明いたしますので、別冊の③となっております平成30年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算書の14・15ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1の分担金及び負担金で、13億7,979万4千円を収入いたしております。詳細につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。款2 使用料及び手数料では310万263円を収入いたしております。内訳でございますが、項1の使用料20万9,913円は、敷地内に設置いたしております自動販売機8台分の設置料、項2の手数料289万350円につきましては、危険物施設の許可や検査に係る手数料197件分でございます。款3の国庫支出金、款4の県支出金による収入はございません。款5 財産収入の203万5,430円につきましては、項1の財産運用収入として各基金の預金利子182万4,830円、次のページをお願いいたします。項2の財産売払い収入の21万600円でございます。これは、更新いたしました、消防ポンプ自動車、救急自動車それぞれ1台を鉄くずとして売払ったものでございます。次に、款7の繰入金でございますが、目1 財政調整基金繰入金の1,195万5千円を一般財源へ、目3 消防施設等整備基金繰入金の153万1千円につきましては、更新いたしました救急自動車の財源に充当いたしました。款8 繰越金の1,627万2,615円につきましては、平成29年度からの繰越金でございます。款9 諸収入で968万5,756円を収入いたしております。内

訳でございますが、項１の預金利子で３，７３２円、項２の高速自動車国道救急業務
支弁金で７３４万９，９４０円、次のページをお願いいたします。項３の雑入で２３
３万２，０８４円となっております。これは、危険物安全協会負担金、健康診断等に
係る佐賀県市町村共済組合からの助成金などでございます。款１０ 組合債でござい
ますが、救急自動車の更新に伴い、緊急防災・減災事業債を活用し３，０９０万円を
起債いたしております。一番下の欄になりますが、歳入合計予算現額１５億４，０４
４万８千円に対しまして、収入済額は１４億５，５２７万４，０６４円となっており
ます。差額の約８，５００万円につきましては、化学消防自動車の購入費用を本年度
に繰越したため、財源としていた繰入金や起債がなかったためでございます。２０・
２１ページをお願いいたします。続きまして歳出でございますが、不用額につきまし
ては節の主なものについてご説明いたします。款１ 議会費で３３万２，７７１円を
支出、３万８，２２９円の不用額となっており、節１の報酬で２２万３，５０１円、
節９の旅費で９万６，２００円、節１１の需用費で１万３，０７０円を支出いたして
おります。次に、款２ 総務費で１３億３，２０２万４，０７９円を支出、不用額は
２３６万９，９２１円でございます。内訳でございますが、節１ 報酬で４万１，６
２２円、節２ 給料で５億３７８万６，４６０円、節３ 職員手当等で４億７４３万
８，９７２円を支出いたしております。なお、備考欄に括弧書きいたしております６
８万１千円につきましては、災害に関する手当の見通しが不十分でありましたため、
不足した額について予備費から充用いたしております。失礼いたしました。節４ 共
済費で１億９，７５３万９，００２円、節７ 賃金で５３７万５，１６０円支出して
おります。これは、嘱託職員３人分の賃金でございます。節８ 報償費で１０万７，
７５３円を支出いたしております。次のページをお願いします。節９ 旅費で５１１
万７，８００円を支出し、不用額７万７，２００円となっておりますが、これは、情
報公開・個人情報保護審査会の開催数と災害出動数の減などによるものでございます。
節１０ 交際費で７万５，１８４円の支出、節１１ 需用費で４，７５１万６，１８
１円を支出し、１７７万３，８１９円の不用額となっておりますが、これは消耗品費

の節減と修繕料の支出減によるものでございます。節１２ 役務費で１，５１７万３，７２４円を支出、不用額の２９万６，２７６円でございますが、健康診断料で胃検診の辞退者があったことや各種ワクチン接種の該当者減によるものでございます。次に、節１３ 委託料で４，４４２万５，６２７円を支出しておりますが、指令台や消防・救急デジタル無線、各種設備の保守点検業務や空調機器設置工事に伴う実施設計・施工管理業務に係る委託料などでございます。節１４ 使用料及び賃借料で１，０３５万３，２１２円、節１５ 工事請負費で５０３万６，４７２円を支出いたしております。これは、各庁舎の空調機器設置工事、消防本部の北側にありました樹木の伐採、基山分署の防水工事などに伴う費用でございます。次のページをお願いします。節１８ 備品購入費で１４７万２円を支出いたしておりますが、庁用器具や事務用品などを購入いたしております。節１９ 負担金補助及び交付金１，１２１万１，４８８円につきましては、救急救命士研修、消防大学校や佐賀県消防学校などの入校負担金でございます。節２２ 補償補填及び賠償金３万５，６４０円でございますが、平成３０年９月３０日、救急搬送のため一般住宅から傷病者を搬送中、担架で住宅の壁面を破損させたため、賠償金として支出したものでございます。次に、節２５の積立金でございますが、計画にそって７，６５３万１，８３０円を、各基金へ積立いたしました。内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。節２７ 公課費７４万６，８５０円の支出につきましては、車両１２台分の重量税と救急救命士３名分の登録免許税などでございます。項２ 監査委員費では、４万１，１００円を支出いたしております。次に、款３ 消防費３，６５０万９，４６７円の支出でございますが、節１８ 備品購入費で３，６４７万６，６６７円、節２７ 公課費で３万２，８００円を支出しており、主に救急自動車の購入に伴う支出でございます。なお、化学消防自動車の購入費用でありました８，６９１万１千円につきましては、本年度へ明許繰越を行っております。次に、款４ 公債費７，７９３万５，０７６円の支出でございますが、西消防署建設費とはしご付消防自動車、消防ポンプ自動車、消防救急デジタル無線の整備費の償還金として、目１の元金で７，５７１万９，８９８円、次のペー

ジをお願いします。目2の利子で221万5,178円を支出いたしております。款5 予備費の支出はございませんが、71万6千円を款2の総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費へ充用いたしております。一番下の欄になりますが、歳出合計予算現額15億4,044万8千円に対し、支出済額は14億4,680万1,393円となっております。30ページをお願いいたします。続きまして、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額14億5,527万4千円に対し、歳出総額は14億4,680万2千円で、歳入歳出、差引額につきましては、847万2千円、繰越明許費、繰越額8,691万1千円でございます。32ページをお願いします。財産に関する調書でございますが、公有財産につきましては変更ございません。34ページをお願いします。次に、備品でございますが、車両関係で救急自動車1台を更新いたしておりますが、全体としての台数は変更ございません。36ページをお願いします。次に、救急・救助用器具で、救急自動車の更新と併せまして患者監視装置、自動体外式除細動器を更新、また、化学防護服の更新を行っておりますが、保有する全体の数値としては変わりございません。右のページをご覧ください。平成30年度の基金の運用状況でございますが、財政調整基金につきましては、一般会計に1,195万5千円を繰り出したしまして、新たに876万2,244円を積立て、2億1,897万326円とし、退職手当基金につきましては、6,645万884円を積立て、3億6,704万878円といたしております。また、消防施設等整備基金につきましては、一般会計に153万1千円を繰り出し、新たに131万8,702円を積立て、6億9,358万9,300円といたしております。以上、説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(齊藤議長)

はい、ありがとうございました。以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、決算審査の結果について、吉田 豊監査委員から審査報告をお願いします。吉田監査委員お願いいたします。

（吉田監査委員）

決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年6月5日付で審査に付された平成30年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算について、管理者から送付された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成され、会計管理者保管の証書類、その他関係諸帳簿等により本日慎重審査した結果、正確のものであることを認めます。

令和元年7月3日鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員 吉田豊。同じく園田邦広。

鳥栖・三養基地区消防事務組合管理者 橋本康志様。以上です。

（齊藤議長）

はい、ありがとうございました。ご退出いただいて結構です。

（齊藤議長）

これより議案第11号の質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

（古賀通議員）

はい。

（齊藤議長）

古賀通議員

(古賀通議員)

歳出のですね 21 ページ職員手当等、節 3 の職員手当等、その備考欄に書いてあります、予備費から充用の 68 万 1 千円。これは災害出動の件数によるということですが、前年度と比較していかがでしょうか。また、今年の計上の額ですね。

それともう一つ、同じく 25 ページのですね、予備費から充用された 3 万 5 千円賠償金とあります。これ 22 節補償補填及び賠償金ですね。この件については、そういう保険組合かなんかですね、そういう契約があるかどうかですね。また、賠償金についてですね、これまでの去年か、あるいは 2 年位前の事例があれば答弁していただきたいと思います。

(松永総務課長)

議長

(齊藤議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

はい。古賀通議員のご質問にお答えいたします。出動件数ということでございますが、年度間の出動件数につきましては、平成 29 年度の火災件数が 65 件。平成 30 年度の火災件数が 42 件。また、救急件数につきましては、平成 29 年度の件数が 5,234 件。平成 30 年度につきましては、5,372 件となっているところでございます。2 点目のご質問でございますが、補償補填賠償金のところでの支出予備費からの充用でございますが、支出は予備費を充用いたしまして補償補填賠償金として支出をいたしておりますが、同額の金額について消防業務賠償責任保険というものに加入をいたしておりますので、こちらの方は雑入の方で収入をいたしておるところでございます。以上でございます。

(古賀通議員)

はい。

(齊藤議長)

古賀通議員

(古賀通議員)

21 ページのですね、職員手当等の予備費から充用 6 8 万 1 千円についてでございますけども、これはその年々によって変動があると思うんですよね。29 年度が 6 5 件、30 年度が 4 2 件ということで。今後の見通しというか、それについていくら計上してあるでしょうか。

(松永総務課長)

議長

(齊藤議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

古賀議員のご質問にお答えします。今回の予備費からの充用につきましては、ご指摘のとおり災害にかかる手当等についてでございますが、その災害にかかる手当等につきましては多少の余裕を加味して積算をいたしておりますが、本年度につきましては 3 月 2 9 日の臨時会におきまして、補正予算を上程したことから職員の招集回数は、その 3 月の補正予算で計上いたしました予定数につきましては、招集回数が 1 回程度を調整したところでございます。しかしながら、予算編成後に 2 件の火災、3 月 1 8 日と 3 0 日でしたが、これに伴い職員を招集したことや夜間の救助事案が 2 件、これ

は3月28日と31日となっております。これが発生したこと。また、夜間の救急出勤が増加したことなど、複数の事情が重なったために、時間外勤務や特殊勤務手当が不足したものでございます。どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

(古賀通議員)

はい、わかりました。

(齊藤議長)

他にございませんか。

(中山議員)

はい。

(議長)

中山議員

(中山議員)

はい。22、23ページ11番の需用費の中の備考の2番目、消耗品費の修繕費で1,290万7,892円。これはどういうふうな収入をされたのか。

(松永総務課長)

議長

(齊藤議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

あの失礼いたしました。あの、修繕料でしょうか。

(中山議員)

消耗品の中の修繕料じゃなかろうか。

(松永総務課長)

議長

(齊藤議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

修繕料の主なものとしたしましては、サブ車庫のシャッター修理が約34万円。それから、自家発電の非常電源のバッテリー交換が15万1千円。それから、指令台の指令系統の非常用電源消耗品の交換、それからバッテリー交換その他指令台の分で約120万円程を支出いたしております。以上でございます。

(齊藤議長)

他にございませんか。

(中山議員)

はい。

(齊藤議長)

中山議員

(中山議員)

17ページですね、物品売払収入で21万600円あがっておりますが、これはあの消防自動車の解体した地金を売ってる分ですかね。

(松永総務課長)

議長

(齊藤議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

消防ポンプ自動車と救急自動車それぞれ1台でございます。以上お答えとさせていただきます。

(中山議員)

はい。

(齊藤議長)

中山議員

(中山議員)

昔は消防自動車っていうのは払い下げか何かされてたと思うんですけども、最近はその辺がされてないようですが、その辺は今後ですねどのように考えておられるか、

民間会社の大きな会社あたりでは消防自動車があれば非常に助かるという話を聞きますからね、道路を走ることにはね、ちょっとね駄目にしても、大きな会社の会社の中に置くのはどうかなと思いますけども、その辺の払い下げの方も考えはないものかどうか。

(松永総務課長)

議長

(齊藤議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

中山議員のご質問にお答えします。更新した車両でございますが、日本消防協会等では国際貢献と開発途上国の消防力強化に寄与するため、国内の消防機関から更新を迎えた中古消防車両等の提供を受け、開発途上国等に無償で消防車両等を援助しておりますが、本組合の車両の更新につきましては、基本的に老朽化に伴うものでございまして、平成13年及び16年、総務省消防庁から不用車両の処分について、解体等を目的とした抹消登録の手続き徹底や、緊急車両としての機能消滅などが通知されておりますことから、今のところ事業所等への譲渡については考えていないところでございます。以上お答えとさせていただきます。

(中山議員)

はい。最後の質問。

(齊藤議長)

中山議員

(中山議員)

これは全体のことですけども、消防署の職員さんたちの数っていうのはですね、今高齢者が増えてきて足りてるものかどうか、それと救急車の台数がですね、その辺も十分に間に合ってるもんか、その辺もひとつよろしく願いいたします。

(松永総務課長)

議長

(齊藤議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

中山議員のご質問にお答えします。平成29年に職員の増員を図らせていただいて、本年度より救急隊を鳥栖消防署の方へ1隊増隊をいたしております。この分で救急に伴いまして、その出動増につきましては対応させていただいておるところでございます。

なお、職員の数につきましては、次年度も4名程度の採用を予定しておるところでございますので、その4名を増員した上で強化をさらに図っていきたいと考えているところでございます。以上お答えとさせていただきます。

(中山議員)

はい、わかりました。

(齊藤議長)

他にございませんか。

（齊藤議長）

無いようでございますので、質疑を終わります。本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第 11 号 平成 30 年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

—（異議なしの声）—

（齊藤議長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり認定することに決しました。

日程第 11 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について議題といたします。詳細説明を求めます。

（松永総務課長）

議長

（齊藤議長）

松永総務課長

（松永総務課長）

報告第 2 号繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。恐れ入りますが、会議資料①の 4 ページ、5 ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、本年 3 月の組合議会臨時会におきまして、補正予算第

3号で議決をいただいたところでございますが、地方自治法施行令の規定に基づきまして、これを報告するものでございます。先程、平成30年度の決算でご説明いたしました化学消防ポンプ自動車整備事業でございますが、事業費に係る予算の全額となります8,691万1千円を繰り越しているところでございます。なお、本事業につきましては3月の議会臨時会でご説明させていただいたとおり、今月の26日に納車されたところでございます。以上、ご報告いたします。

(齊藤議長)

ありがとうございました。これまで繰越明許費繰越計算書について詳細説明が終わりましたが、これより報告第2号の質疑を行います。どなたかご質問はございませんか。

(古賀通議員)

はい。

(齊藤議長)

古賀通議員

(古賀通議員)

3月議会ですらね、この件についてはそれぞれ意見を述べたところでございますが、無事納入されたということで、結構なことでした。それに伴う、相手方の納入業者の弁明というか、それについて何かあれば説明していただきたいと思います。

(松永総務課長)

議長

(齊藤議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

古賀議員のご質問にお答えします。3月臨時会の折にもご説明を申し上げたとおり、契約会社の南里ポンプ株式会社と製造会社のモリタポンプと協議をいたしまして、説明を求め、こちらの方も前消防長が説明をいたしましたように、厳重注意というところで注意を行いまして、さらに重量配分につきましては厳格な検査を私どもも再度行うように指示いたしまして、中間検査をもう1回増やし、その費用等につきましてはもちろん契約会社等の負担ということで検査を入れまして、確実な製造が出来ているかということを確認した上で納入をいただいております。なお、今後につきましては、口頭での注意処分としておりましたが、瑕疵によるものとか粗悪なものを納入したわけではございませんでしたので、今後は文書により、より注意を求めたいと思っております。以上お答えとさせていただきます。

(齊藤議長)

他にありませんか。

— (無しの声) —

(齊藤議長)

無いようでございますので、質疑を終わります。

日程第12 報告第3号 専決処分事項の報告について議題といたします。詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

議長

(齊藤議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

報告第3号専決処分事項についてご説明いたします。会議資料①の6ページ、7ページをお願いいたします。

本件の概要につきましては、平成31年2月27日、三養基郡上峰町で発生いたしました交通事故現場におきまして、救急自動車の車内で傷病者の受傷部分を観察するため着衣の襟部分を持ち上げた際、誤って傷病者のネckレスチェーンを破損させたものでございます。

なお、相手方とは本年4月18日に示談が成立したため、予備費を充用いたしまして、損害賠償として2,700円を支出いたしましたが、加入いたしております消防業務賠償責任保険で、同月25日、支出額と同額の保険金を収入いたしております。本件につきましては、管理者の専決処分の指定に関する条例に規定する1件30万円以下の損害賠償として専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づいて、組合議会へ報告するものでございます。以上、ご報告とさせていただきます。

(齊藤議長)

只今、専決処分事項の報告について詳細説明が終わりましたが、これより報告第3号の質疑を行います。どなたかございますか。

(古賀通議員)

はい。

(齊藤議長)

古賀通議員

(古賀通議員)

こういう損害賠償というのは見方によってはですね、加害者被害者ぜんぜんありますけども、こういう事例は多いことでしょうか。それとも、この2,700円というのは額として少額でございますけども、やはり大きくなると様々なケースがでてくると思うんですよね、これまでの見解を。

(松永総務課長)

議長

(齊藤議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

古賀議員のご質問にお答えします。こういった事案につきましては、近年1年に1回程度発生いたしております。職員に対しましては、こういう事案が発生しないように署長を通じて注意喚起を行っているところでございますが。なお、現場での活動でございまして、1年に1回位の程度にならないように、今後は注意をしまいたいと考えおります。以上でございます。

(齊藤議長)

他にありませんか。

— (無しの声) —

(齊藤議長)

無いようでございますので、これで質疑を終わります。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。令和元年8月組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和元年 9 月 5 日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

齊藤正治

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

古賀和仁

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

寺崎大彦